

地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
(議案第 8 5 号)

職員課

1 制定の理由

地方公務員法の改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 主な内容

(1) 改正する条例

- ア 前橋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例  
任命権者の報告を定める規定において、地方公務員法の引用条項を改める。
- イ 前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例  
短時間勤務職員の任期を定めた採用を定める規定において、地方公務員法の引用条項を改める。
- ウ 前橋市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例  
降給の種類に、管理監督職勤務上限年齢による降任等に伴う降給を加える。
- エ 前橋市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例  
減給の処分の発令後に給料月額が減額された場合（60歳に達したことによる減額等の場合）の効果を定める。
- オ 前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例  
定年前再任用短時間勤務制の創設に伴い、職名の整理を行う。
- カ 前橋市職員の育児休業等に関する条例  
管理監督職勤務上限年齢制の創設に伴い、職名の整理を行う。
- キ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される前橋市職員の処遇等に関する条例  
外国の地方公共団体の機関等に派遣できない職員に、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例が適用された職員を加える。
- ク 公益的法人等への前橋市職員の派遣に関する条例  
公益的法人等に派遣できない職員に、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例が適用された職員を加える。
- ケ 前橋市職員の特殊勤務手当に関する条例  
定年前再任用短時間勤務制の創設に伴い、特殊勤務手当の支給に係る特例を定める規定において、地方公務員法の引用条項を改める。
- コ 前橋市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

定年前再任用短時間勤務制の創設に伴い、給与の種類を定める規定において、地方公務員法の引用条項を改める。

(2) 廃止する条例

前橋市職員の再任用に関する条例

3 施行期日

令和5年4月1日